

# 監査報告

（「第17期 事業報告」ご参照）

事業報告P.41の監査委員会監査報告書謄本に記載のとおり、  
当監査委員会は2021年4月1日から2022年3月31日までの  
第17期事業年度における取締役及び執行役の  
職務の執行に関して監査しました。

実施した監査の方法及びその内容について、  
以下のとおり監査報告書の記載を補足してご説明します。

# 監査報告

（「第17期 事業報告」ご参照）

## （監査の方法及びその内容）

監査委員会が定めた方針に基づき、  
期初において会社の事業戦略・経営課題等及び関連するリスクを評価し、  
重点監査項目を含む監査委員会の年間の監査計画を策定しました。  
監査計画に当たっては、特に以下の点を重視しました。

- ① 取締役・執行役及び会計監査人等からの  
職務の執行状況に関する報告及び関連質疑
- ② 内部監査部門による監査の活用
- ③ 経営会議等の重要な会議への出席をつうじた職務執行状況の把握
- ④ 子会社取締役・執行役の職務執行状況に関する  
子会社監査等委員会等との情報・意見交換

# 監査報告

(「第17期 事業報告」ご参照)

## (具体的な活動状況)

- ① 毎月の監査委員会における業務上の重要事項に関する報告・質疑  
(関係役職員・内部監査担当執行役・会計監査人)
- ② 内部監査部門との定例会議(毎月)における  
内部監査実施状況の詳細報告・質疑
- ③ 代表執行役との定例協議(年2回)における  
グループ経営上の重要課題等に関する質疑
- ④ 主たる子会社の監査等委員等との定例協議  
(年2回、加えて常勤監査委員は毎月監査等委員会に出席)  
における子会社業務執行の監査状況の報告・質疑

# 監査報告

(「第17期 事業報告」ご参照)

## (具体的な活動状況)

⑤ 海外拠点の監査・現地関係監督当局との面談等

⑥ 取締役会への報告・提言

⑦ 会計監査人の監査に係る監督

監査の計画・実施・報告について、事業年度をつうじて、会計監査人とコミュニケーションを行い、職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項<sup>(※)</sup>を始めとした財務報告に係る重要な事項について報告を受け、協議を行いました。

加えて、会計監査人より、その職務が適正に行われることを確保する体制の整備運用状況について報告を受け、質疑を行いました。

(※) 会計監査人は、「監査上の主要な検討事項」(KAM: Key Audit Matters)を監査報告書に記載しています。事業報告P.38及び当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類に係る会計監査人監査報告書をお読みください。

# 監査報告

(「第17期 事業報告」ご参照)

## (監査委員会における主な質疑の内容)

### ① 財務報告

- 貸倒引当金、買収・出資・システム投資に係る資産の減損リスク認識、デリバティブ取引の時価評価等、重要な会計上の見積りを要する事項
- 財務報告に係る内部統制(SOX)上の重要課題への対応
- 決算プロセスの堅確化・早期化・効率化

# 監査報告

（「第17期 事業報告」ご参照）

## （監査委員会における主な質疑の内容）

### ② リスク管理・内部統制

- リスクと内部統制の有効な管理のための3つのディフェンス・ライン各々が機能・連携したPDCAサイクルの運営
- 信用・オペレーショナル・IT・サイバー等のリスク管理態勢
- 危機事象管理
- MUFG Union Bankの売却及びU.S.Bancorp株式の取得

# 監査報告

(「第17期 事業報告」ご参照)

## (監査委員会における主な質疑の内容)

### ③ コンプライアンス

- グループ・グローバルコンプライアンス態勢
- コンプライアンスリスク事象

### ④ 内部監査

- グループ・グローバル監査態勢及びその持続的な強化

### ⑤ 外部監査

- 会計監査人とMUFYGグループ各社間のコミュニケーション
- 監査上の主要な検討事項(KAM)として認識された貸倒引当金の会計処理及び開示

# 監査報告

（「第17期 事業報告」ご参照）

## （新型コロナウイルス感染症対応）

内外拠点の監査を含め、年間の監査活動においては、  
コロナ禍の状況に鑑み、監査の実効性に支障を来すことがないよう、  
対面形式に加えて電話回線又はインターネット等を活用した  
リモート形式の面談等を行いました。



# 監査報告

（「第17期 事業報告」ご参照）

## （事業報告等の監査結果）

- ① 第17期事業報告は、法令・定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役・執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムは相当であると認めます。

# 監査報告

（「第17期 事業報告」ご参照）

（計算書類・附属明細書・連結計算書類の監査結果）

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの  
監査の方法・結果は相当であり、  
計算書類・附属明細書・連結計算書類において  
指摘すべき事項はありません。

以上